

令和8年4月1日

十日町市立学校保護者 各位

十日町市教育委員会学校教育課

### 令和8年度の学校給食費について

陽春の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、十日町市では学校給食費を公会計化しており、市が保護者指定の口座から自動振替をさせていただきます。

つきましては、令和8年度の口座振替を下記のとおり実施しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

#### 記

#### 1 学校給食費の1食単価

学校	1食単価
小学校及びふれあいの丘支援学校小学部	350円
中学校及びふれあいの丘支援学校中学部	430円

#### 2 徴収金額

徴収期別	月末	徴収金額		
		小学校 ふれあいの丘小学部	中学校1・2年生 ふれあいの丘中学部	中学3年生
1期	5月	※無償化のため徴収 は行いません。	6,740円	6,066円
2期	6月		6,740円	6,066円
3期	7月		6,740円	6,066円
4期	8月		6,740円	6,066円
5期	9月		6,740円	6,066円
6期	10月		6,740円	6,066円
7期	11月		6,740円	6,066円
8期	12月		6,740円	6,066円
9期	1月		6,740円	6,066円
10期	2月			精算

※原則、定額徴収となります。

※10期（翌年2月）で精算を行い、必要に応じ3月に別途精算を行う等、年度内に精算します。

#### 3 徴収方法

原則「口座振替」とさせていただきます。口座振替を希望しない場合は、毎月、給食費納付通知書により納入いただくことになり、大変お手数をお掛けすることになるため、口座振替手続きがお済みでない場合は、ぜひとも口座登録をお願いいたします。（納付書払いの場合、コンビニエンスストアでの納付はできませんのでご了承ください。）

※市外に住所がある場合は、納付書払いとなりますので、予めご承知おきください。

#### 4 口座振替日

徴収期別	月末	振替日	徴収期別	月末	振替日
1期	5月	6月 1日 (月)	6期	10月	11月 2日 (月)
2期	6月	6月 30日 (火)	7期	11月	11月 30日 (月)
3期	7月	7月 31日 (金)	8期	12月	1月 4日 (月)
4期	8月	8月 31日 (月)	9期	1月	2月 1日 (月)
5期	9月	9月 30日 (水)	10期	2月	3月 1日 (月)

資金不足による振替不能が発生しておりますので、振替日前の残高の確認をお願いいたします。

※月末が金融機関休業日の場合は、翌営業日とします。

※口座振替に係る手数料は、十日町市が負担します。

#### 5 学校給食費の減額又は還付

次のいずれかに該当するときは、給食単価に欠食した日数を乗じた額の学校給食費を減額又は還付します。毎月の学校からの食数(欠食)報告に基づき、翌年2月に給食費の精算及び還付処理を行います。

- (1) 個人的な理由等により連続して8日以上欠食(土日・祝日を除く)

※あらかじめ8日以上欠食することが分かっている場合が対象となります。

- (2) 行事等により学校、学年又は学級単位で欠食 【例】修学旅行、校外学習 等

- (3) 学校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖等により欠食 【例】インフルエンザ 等

※4日以上連続して学校給食の提供がなかった場合、欠食の申出があった日から起算して4日目以降を還付します。

- (4) 調理員の感染性胃腸炎等により調理作業が停止

- (5) 食物アレルギー等

※「飲用牛乳の除去及び返金申出書」の提出が必要になります。

(1)から(3)において減額又は還付する学校給食費は、給食単価に欠食の申出があった日から起算して4日目以後に欠食した日数を乗じた額とします。

詳細についてのお問い合わせは、下記担当までご連絡ください。

※長期欠席等の理由により、学校給食の停止を希望する場合は、「学校給食停止願」の提出が必要になります。各学校へご相談ください。

**【問い合わせ】**

十日町市教育委員会 教育文化部

学校教育課 学事係

TEL : 025-757-9957 FAX : 025-768-3161